

平成22年3月23日開催

調 査

経 済 福 祉 常 任 委 員 会 資 料

- 調査事件13 ナマコ稚仔放流事業について
- 調査事件14 その他所管に関する事項について
(鳥獣被害防止対策事業について)

産業課水産グループ・農林グループ

調査事件13 ナマコ稚仔放流事業について

事業の目的

当町のナマコの漁獲量は平成19年をピークに減少傾向にあるため重要な前浜資源としての拡大が急務となっており、漁業高齢者対策を含めた将来に向け安定した漁業とし維持していくことが必要であります。

漁業協同組合では、平成24年より本格的にナマコ稚仔の放流を計画しており、事業の万全を期するため平成22、23年度、町と役割を分担し漁港内の静穏域を活用し稚仔の放流を行い、2年後に漁業協同組合が行うナマコ稚仔放流事業の円滑な漁獲の確保を図ることを目的とするものです。

1 事業実施に向けた今までの経緯

本事業は、当初漁業組合が事業主体で実施計画され平成22年1月25日、漁業協同組合より要望書の提出がありましたが、漁業協同組合で再度検討したところ、財政状況が厳しいとの結論に達し、2月9日に要望書の取下げと町に事業実施を願いたい旨と、追跡調査は漁業協同組合が行うとの文書提出がありました。

2 その後の進展について

今年、3月11日開催の漁業協同組合理事会で、町が予定する平成22年の放流事業に対し実施個所を浦和漁港、白符漁港とし、各々25,000個放流を願いたい旨、3月12日に文書の提出がありました。

3 他町の動向について

(1) 上ノ国町

平成21年度に上ノ国町アワビ種苗センターで生産したナマコ稚仔(平均体長12mm)4,000個を上ノ国町内の石崎漁港他3港に放流しました。

追跡調査などは特に行っておらず示せるデータはないが、別な用務で潜水した時に放流箇所を目視観測するだけのことです。

ひやま漁業協同組合上ノ国支所は平成18年より組合員全員でナマコ部会を設立し、潜水による漁獲を行いダイバー料(漁獲金額の3割程度)を差し引いた残額を部会員に配当を行っており、平成20年は漁獲量15トン、金額は約54,000千円で約100人の部会員に対し約54

0千円の配当を行ったところ。漁獲の対象は天然ナマコで、将来の資源量減少が考えられることから、平成21年にナマコ部会が海鮮倶楽部から、ナマコ稚仔（平均体長30mm）を10,000個買い上げ海洋牧場に放流しましたが追跡調査は行っておりません。通常漁獲までには3年かかると言われているので、漁獲はされていないと思うとのことであります。参考として平成21年のナマコの水揚げは約15トンです。

上ノ国町とひやま漁業協同組合上ノ国支所が協力し、平成22年度にナマコ稚仔（平均体長30mm）を200,000個放流予定であります。

(2) ひやま漁業協同組合

同組合管内では、熊石水産種苗生産センターで採苗されたナマコ稚仔（平均体長11mm）を平成20年1,000個、平成21年に4,000個の漁協6支所と1出張所に放流していますが、天然ナマコとの判別が困難なことにより追跡調査は行っていない状況にあります。平成22年には10,000個の稚仔（平均体長11mm）を各支所や出張所に放流する予定です。

熊石支所では、ナマコの稚仔放流は行っておりますが放流場所が外海であり、効果調査（追跡調査）により放流の見極めができないため、把握はしておらず、北海道が奥尻町で実施している数値を、基準としているとのことであります。

4 放流効果などについて

平成21年6月、白符漁港に放流した5,000個のナマコ稚仔は放流時平均4.5gが平成22年2月の調査では平均で18.57gに成長していました。

(1) 2年後残留率について

平成12年に稚内水産試験場が実施した調査は、宗谷地先に平均体長29.4mmの稚仔7,500個体（大群）と平均体長15.6mmの種苗（小群）の放流行い、平成14年まで追跡調査を実施した結果、大群の47.0%、小群の7.4%が残留していた報告がありました。

(2) 檜山（奥尻町）地区の残留率について

平成20年6月～11月までの5ヶ月間、函館水産試験場が奥尻町勘太浜漁港内で実施した調査では、平均体長10.9mmのナマコ稚仔を10m×10m=100㎡に5,700個を放流し、放流地点の中心から東西南北に10mごと40mの調査点を設け、1㎡当たりの放流ナマコを回収し放流面積に乗じて、残留率13.5%と算出しております。

5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (第6次栽培漁業基本計画) について

道は、漁業者や漁業関係機関とともに、魚や貝類などの種苗生産や放流を行う栽培漁業の振興に取り組んでいます。

栽培漁業を計画的かつ効果的に推進するため、道では、沿岸漁場整備開発法に基づき、昭和60年度から同基本計画（栽培漁業基本計画）を策定している。現行の計画期間が平成21年度末で終了することから、このたび、第6次となる新たな計画の策定を進めています。

計画の中には、平成22年度から5ヵ年平成26年度までに、ナマコ稚仔1,500千個を目標に日本海南部海域（神恵内村～函館市の榎法華支所管内）に放流の計画予定であります。

6 事業内容

(1) 購入予定数量等

平成22年度 50,000個（平均体長30mm）

平成23年度 50,000個（平均体長30mm）

(2) 発注時期

5月

(3) 放流予定箇所及び数量

平成22年度 浦和漁港 25,000個

白符漁港 25,000個

平成23年度 未定

(4) 調査計画

5月上旬から中旬 放流予定箇所事前調査

6月上旬 稚仔放流

6月中旬 放流直後追跡調査

7月 放流1ヶ月後追跡調査

12月 放流半年後追跡調査

翌年6月 放流1年後追跡調査

7 ナマコ稚仔購入事業実施計画

年度	放流先	数量 (個)	事業費 (円)	残留率 (%)	2年後残 留数量 (個)	漁確率 (%)	漁獲数量 (個)	個体重量 (k g)	重量 (k g)	平均単価 (円)	金額 (円)	備 考
平成22年度	白符	25,000	1,312,500	(47) 60	(11,750) 15,000	80	(9,400) 12,000	(0.2) 0.2	(1,880) 2,400	(2,066) 2,066	(3,884,080) 4,958,400	
	浦和	25,000	1,312,500	(47) 60	(11,750) 15,000	80	(9,400) 12,000	(0.2) 0.2	(1,880) 2,400	(2,066) 2,066	(3,884,080) 4,958,400	
	合計	50,000	2,625,000		(23,500) 30,000		(18,800) 24,000		(3,760) 4,800		(7,768,160) 9,916,800	
平成23年度	50,000	50,000	2,625,000	(47) 60	(23,500) 30,000	80	(18,800) 24,000	(0.2) 0.2	(3,760) 4,800	(2,066) 2,066	(7,768,160) 9,916,800	
合計	100,000	100,000	5,250,000		(47,000) 60,000		(37,600) 48,000		(7,520) 9,600		(15,536,320) 19,833,600	

※() は稚内水産試験場による宗谷地先(外海)の調査による率。

※単価については、平成18年から平成21年の平均単価。

※平成24年度以降漁業協同組合では、100,000個の放流を予定している。

8 今後の予定

ナマコ稚仔は、水温が上昇する前に放流することが望ましいので、5月下旬から6月上旬には放流しなければならないため、稚仔発注時期を考慮し、4月中に補正を予定しております。

調査事件14 鳥獣被害防止対策事業

1 現状と課題

農業の現状については、水稻生産が主要となっており、桧倉、三岳、千軒地区で12戸が営農しており、畑作については、同地区において7戸が営農しております。

近年のヒグマ、エゾシカは、生息分布の拡大や個体数の急激な増加が著しく、食害や踏み荒しによる農作物等への被害の増加や、キツネ、タヌキ等によるビニールハウス施設の被害が目立っており、農業所得の減少や農業者の生産意欲の低下など農業者にとって切実な問題となっております。

このような状況から、当町では「熊等による被害対策費」により駆除等に係る予算を毎年計上し対策を講じておりますが、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施することによる被害防止が重要課題と位置付け、鳥獣被害防止対策事業により農地等へ電気柵設置を行い、鳥獣被害を最小限に止めることが必要と考えております。

2 鳥獣被害状況について

当町における農作物等に係る被害状況については、平成21年度でヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ等により水稻、スイートコーン、イチゴ等で約1,316千円の被害が確認されております。

また、施設栽培に使用しているビニールハウスの破損被害も目立ち始めており、さらに、林業被害については、樹木への角研ぎによる被害及び人工造林した苗木に対しての被害が報告されております。

(農作物に対する被害状況)

(農業者15戸から聞き取り調査)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ヒグマ	400千円	470千円	608千円
エゾシカ	260千円	305千円	358千円
キツネ・タヌキ	180千円	250千円	350千円
計	840千円	1,025千円	1,316千円

3 有害鳥獣の捕獲及びハンター出動状況について

過去3年間の捕獲状況は、ヒグマ、エゾシカを目撃情報が多発している場所の巡視を行い、銃器や箱わな設置による捕獲を行うなど年々増加傾向にあり、エゾシカについては、有害駆除を目的としてハンターによる巡視を行っておりますが、夜行性のため捕獲は難しい状況にあります。

ハンター出動状況については、ヒグマを目撃情報が多発していることから、捕獲用の箱わなの設置を積極的に行っているため巡視に時間を要し、エゾシカについても同様に巡視の強化を行うことにより出動時間は年々増加傾向にあります。

(有害鳥獣捕獲状況)

(平成22年2月末現在)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ヒグマ	0頭	0頭	4頭
エゾシカ	0頭	12頭	7頭
キツネ・タヌキ	0頭	0頭	6頭

(ハンター出動状況)

(平成22年2月末現在)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
時間数	12時間	180時間	326時間
日数	9日	64日	123日

※ハンター出動は3人の延べ時間・日数

4 鳥獣被害に係る対策について

ヒグマに対する対策については、平成18年度に北海道渡島支庁環境生活課より電気牧柵の貸出を受け、個人の水田1箇所を設置し効果の実証試験を行いました。結果については、一定の効果があったところです。

エゾシカに係る対策については、近年の個体数の急激な増加により被害等が報告されておりますが、出没情報が多発している水田、畑地に対してシカ除けネットを設置するなど積極的に被害防止措置を行い効果が確認されております。

5 福島町鳥獣被害防止協議会の設置について

町では、鳥獣等が農作物等へ与える被害が多発して農業生産に影響を及ぼし、漁業者においても冬期間から春期にかけてトドの出没による漁獲量の減少や漁具等破損の被害が多発している状況にあります。

平成22年1月7日には、農業被害抑制を目指して「鳥獣被害の防止に係る電気牧柵等の設置に関する説明会」を開催したところです。

そこで、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき、町内における鳥獣による被害防止のための対策を共通認識し、地域ぐるみの協力、協働をもって効果的に推進していくため、関係機関等による協議会設置の要望があったところです。

要望に基づき、別紙資料1の協議会委員で構成しており、7機関1委員の9名と事務局の産業課職員により組織し、同協議会は平成22年3月19日に設立協議会を開催しており「福島町鳥獣被害防止計画」を審議されました。

6 福島町鳥獣被害防止計画について

別紙資料2のとおり

7 電気牧柵の仕様及び設置に係る費用について

電気牧柵は、野生動物が電気牧柵に触れると電流が流れショックを与え、心理的に恐怖を覚える仕組みで動物を排除し農作物を守ります。人間が触れた場合は、静電気よりは強く感じますが、靴を履いている状況では動物よりショックが軽減され、事故につながらないことを確認しております。

設置費用については、延長距離が3kmをカバーできる中型機種で対応可能となっており、延長距離が増えることにより容量の大きな機種の導入が必要となります。

◆中型機種（パワーユニットB160）の仕様

電源：12V（バッテリー）

家庭用100V：対応

推奨延長距離：3km

エネルギー：1.5J/0.7J

消費電流：70-130mA

設置計画個所（別紙資料3-1のとおり）

イメージ図（別紙資料3-2・3-3のとおり）

導入経費については、農地の地形状態により資材の必要数も変更となり、一般的な平坦地で試算すると、中型機種で1m 当たり平均500円の導入経費が

発生します。

財源については、農林水産省の鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、被害防除活動の支援を受けての事業実施を目指し事業要望しているところであります。

また、町の農業振興の一貫として、農業経営の安定化を推進するため、受益者負担の一部を町単独補助として行うことを検討しております。

事業量及び財源内訳

(設置単価:平均500円)

区分	戸数	設置距離(m) (計画)	事業費 (千円)	財源内訳		
				国庫補助金 (55%)	町補助金 (25%)	受益者負担 (20%)
桧倉地区	5戸	2,348	1,174	645	293	236
三岳地区	7戸	7,192	3,596	1,977	899	720
千軒地区	3戸	2,860	1,430	786	357	287
計	15戸	12,400	6,200	3,408	1,549	1,243

(国、町補助金がある場合の試算)

8 今後のスケジュールについて

電気牧柵の設置時期については、田植えが終了する5月末から6月上旬を予定しており、雪解け後、速やかに設置予定者との現地調査を行い、事業実施に向けての準備を予定しています。

別紙資料 1

☆福島町鳥獣被害防止対策協議会委員一覧表☆

構成機関名	役職	氏名	備考
福島町農業委員会	会長	佐藤 孝男	
福島町農業協同組合	代表理事組合長	久野 寿一	
福島吉岡漁業協同組合	副組合長	中島 義正	
	総務次長	石川 善之	
福島町森林組合	業務課長	笈川 和明	
福島町町内会連合会	三岳2 町内会長	土門 孝夫	
福島町地域農政総合対策推進協議会	会長	中塚 秀樹	
福島町有害鳥獣駆除会	会長	三浦 勇	
鳥獣保護員		道下 志郎	
計	7機関1委員	9名	

別紙資料 2

計画作成年度	平成 2 1 年度
計画主体	福島町

福島町鳥獣被害防止計画

(連絡先)

担当部署名 福島町産業課農林グループ
所在地 松前郡福島町字福島 820 番地
電話番号 0139-47-3004
FAX番号 0139-47-4504

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象地域	福島町内全域
計画期間	平成22年度～平成24年度
対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、トド

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成21年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	水稲、養鶏、スイートコーン	11.5ha : 608千円
エゾシカ	水稲、大豆、トドマツ	9.3ha : 358千円
キツネ	スイートコーン、イチゴ	0.6ha : 105千円
タヌキ	イチゴ	1.4ha : 245千円
トド	魚網、漁獲物	8施設 : 3,000千円

(2) 被害の傾向

ヒグマ	毎年、雪解け頃から秋期にかけて、千軒地区、三岳地区、桧倉地区の農業振興地域において水稲、スイートコーン等農作物への食害被害が年々増加している状況にある。また、千軒地区の養鶏場付近に頻繁に出没しており、民家等もあることから安心して暮らせる環境づくりが急務となっている。
エゾシカ	近年、急激に繁殖しており、町内全域に出没しており、水稲、農作物の食害被害が報告されている。 また、毎年ハンターによる有害駆除を行っているが、農作物への被害抑制に繋がっていない状況にある。 さらに、山林では、角研ぎによる樹木への被害及び人工造林した苗木に対しての被害も報告されている。
キツネ	春期から秋期にかけて、町内全域に出没しており、イチゴやスイートコーン等の各種農作物に対しての食害被害が増加している。小規模農家や家庭菜園規模での栽培を行っている農家の就農意欲の低下へも繋がっている。 また、施設栽培に使用しているビニールハウスの破損被害も増えている状況にある。
タヌキ	春期から秋期にかけて、町内全域に出没しており、イチゴやスイートコーン等の各種農作物に対しての食害被害が増加している。小規模農家や家庭菜園規模での栽培を行っている農家の就農意欲の低下へも繋がっている。
トド	冬期間から春期間にかけて、トドの出没により漁場の水産資源が逃げることで漁獲量が減っている。 また、漁網の破損被害も多数報告されている。

(3) 被害軽減目標

指標	現状値（平成21年度）	目標値（平成24年度）
被害金額	5,380千円	現状値の50%軽減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
ヒグマ捕獲等に関する取組	毎年地元ハンター出動態勢等の調整を行い、継続的に出没する個体や人身被害の恐れがある場合には、ハンターの協力を得て銃器や箱わな等を用いて駆除している。	地元ハンターの協力により、目撃情報が寄せられた場合や、頻繁に出没する地域には定期的な巡視を依頼しているが、近年、ハンターの高齢化や人数が減少しており将来への担い手の確保が急務となっている。
ヒグマ防護柵の設置等に関する取組	北海道の協力により、電気柵を試験的に設置しており、設置した効果はあると確認されている。また、農家及び一般家庭においての生ゴミ等誘引物の除去管理を実施している。	電気柵の効果は確認されていることから、水稻・畑地帯の被害が頻繁に発生する場所に対し設置を検討する必要がある。また、生ゴミや周辺の草刈の徹底を図る必要がある。
エゾシカ捕獲等に関する取組	目撃情報が寄せられた場合には、地元ハンターに要請し有害駆除による捕獲を依頼していると共に、狩猟期には地元ハンター及び近隣のハンターによる捕獲が行われている。捕獲は毎年10頭前後の捕獲数である。	地元ハンターの協力により、目撃情報が寄せられた場合や、頻繁に出没する地域には定期的な巡視を依頼しているが、近年、ハンターの高齢化や人数が減少しており将来への担い手の確保が急務となっている。 また、夜間の捕獲するためのわなの設置も必要と考えます。
エゾシカ防護柵の設置等に関する取組	一部の農家は、独自にエゾシカの通り道に魚網を設置したり、作物を入れる網に頭髮とヘアートニックを入れて、水田の周りに木杭を設置しつるし侵入防止を図ってきた。	頭髮の設置は、設置時には効果があると思われるが、慣れるにつれ効果が減少する傾向にあることから、電気柵等の設置を検討して物理的に侵入を抑制する必要があると考えます。
キツネ捕獲等に関する取組	食害等の通報が頻繁に発生したり、住宅付近に頻繁に出没する場合は、箱わなを設置して捕獲に努めてきた。毎年数頭は箱わなにより捕獲している。	地元ハンターだけでは、捕獲の対応が不十分となっていることから、農家自ら捕獲できるようわな免許取得の促進に努める必要がある。

<p>キツネ 防護柵の設 置等に関す る取組</p>	<p>農家個々が魚網等により被害 防止対策を行っている。</p>	<p>電気柵等の設置により被害防 止対策の推進を図る必要がある。</p>
<p>タヌキ 捕獲等に関 する取組</p>	<p>食害等の通報が頻繁に発生し たり、住宅付近に頻繁に出没す る場合は、箱わなを設置して捕 獲に努めてきた。毎年数頭は箱 わなにより捕獲している。</p>	<p>地元ハンターだけでは、捕獲の対 応が不十分となっていることから、 農家自ら捕獲できるようわな免許 取得の促進に努める必要がある。</p>
<p>タヌキ 防護柵の設 置等に関す る取組</p>	<p>農家個々が魚網等により被害 防止対策を行っている。</p>	<p>電気柵等の設置により被害防 止対策の推進を図る必要がある。</p>
<p>トド 捕獲等に関 する取組</p>	<p>ハンターによる銃器での捕獲 や追い払いを行っている。</p>	<p>強化網の設置により被害防止対 策の推進を図る。 また、捕獲頭数の増が可能となれ ば、捕獲し被害抑制にもつながる。</p>

(5) 今後の取組方針

- ・地元ハンターの高齢化に伴い、ハンターの減少に歯止めが必要と考え、担い手確保に努める対策が必要である。
- ・電気牧柵等の設置により、水田、畑への侵入抑制を図り被害の未然防止に努める。
- ・農業者等のわな猟免許取得者の増加、わな猟具の導入促進を図る。
- ・被害の調査や防止対策の協議

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会への協力依頼による捕獲を今後も継続するとともに、関係機関と連携を図り効果的な駆除に取り組む。

なお、地元ハンターも高齢化等により減少している状況にあることから、近隣町の協力を依頼しての駆除体制の推進も図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 22 年度	ヒグマ	捕獲用檻の整備、電気牧柵の設置
	エゾシカ	電気牧柵の設置、くくりわなの整備
	キツネ・タヌキ	捕獲用檻の整備、わな免許取得の促進
平成 23 年度	ヒグマ	捕獲用檻の整備
	エゾシカ	くくりわなの整備
	キツネ・タヌキ	捕獲用檻の整備、わな免許取得の促進
平成 24 年度	ヒグマ	捕獲用檻の整備
	エゾシカ	くくりわなの整備
	キツネ・タヌキ	捕獲用檻の整備、わな免許取得の促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ヒグマ	出没場所や出没状況から、人身事故等の危険性が高い個体の捕獲及び農作物に被害を及ぼす個体についても迅速に捕獲する。 ただし、渡島半島地域ヒグマ保護管理計画との整合性を図りながら捕獲することとし、捕獲頭数の設定はしない。
エゾシカ	近年、生息数の増加が著しい状況となっており、農作物等への被害が発生した場合は迅速に捕獲する。 捕獲頭数については、過去2年間の状況は20頭前後となっており、今後の増加することを見込み捕獲計画頭数を30頭とする。
キツネ	近年の捕獲状況は5頭以下で推移しているが、農作物への食害があった場合は、積極的に駆除を行うこととし、年間捕獲数を20頭とする。
タヌキ	近年の捕獲状況は1頭にとどまっているが、農作物への食害があった場合は、積極的に駆除を行うこととし、年間捕獲数を20頭とする。
トド	捕獲頭数については、北海道連合海区漁業調整委員会の指示に従うこととする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ヒグマ	4	4	4
エゾシカ	30	30	30
キツネ	20	20	20
タヌキ	20	20	20
トド	1	1	1

捕獲等の取組内容	
ヒグマ	町内全域において、春期から秋期にかけて出没した場合、銃器又は箱わな設置により捕獲する。
エゾシカ	町内全域において、年間を通じて出没した場合、銃器又はくくりわな設置により捕獲する。
キツネ	町内全域において、年間を通じて出没した場合、銃器、箱わなおよびくくりわな設置により捕獲する。
タヌキ	町内全域において、年間を通じて出没した場合、銃器、箱わなおよびくくりわな設置により捕獲する。
トド	冬期間において、銃器により捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
町内全域	キツネ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵、強化網の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ヒグマ エゾシカ	侵入防止策（電気柵設置） 12,400m		
トド	強化網の整備	強化網の整備	強化網の整備

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組
平成22年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、トド	電気柵の設置及び管理徹底を図る。 生ゴミや農作物の残さの管理徹底を図る。
平成23年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、トド	電気柵の設置及び管理徹底を図る。 生ゴミや農作物の残さの管理徹底を図る。
平成24年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、トド	電気柵の設置及び管理徹底を図る。 生ゴミや農作物の残さの管理徹底を図る。

5. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称		福島町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割	
福島町役場	協議会との連絡調整及び農林漁業者や地域住民に対する啓発活動、被害状況等の把握	
福島町農業委員会	被害状況等の把握	
福島町農業協同組合	農業被害状況調査、被害予防策の推進	
福島吉岡漁業協同組合	漁業被害状況調査、被害予防策の推進	
福島町森林組合	森林被害状況調査、被害予防策の推進	
福島町町内会連合会	町内啓発活動	
福島町地域農政総合対策推進協議会	農業被害状況調査、被害予防策の推進	
福島町有害鳥獣駆除会	銃器及びわなによる捕獲の実施	
鳥獣保護員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道渡島支庁農務課	農業被害把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
北海道渡島支庁環境生活課	被害状況把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
北海道渡島支庁水産課	水産被害把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
北海道渡島支庁林務課	林業被害把握、実施に関する情報提供及び技術的助言援助
渡島農業改良センター南部支所	農業被害状況把握、農業者に対する助言指導
渡島西部森づくりセンター	森林被害状況把握、林業者に対する助言指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

新たに実施隊は設けないが、猟友会等の協力により効果的な捕獲に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係町内会と連携を図り、情報収集につとめ積極的な取り組みを行う。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ	試料提供後、皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処分する。
エゾシカ	皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処分する。
キツネ・タヌキ	焼却処分する。
トド	皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処分する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
